

岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性差、障がいの有無、国籍等に関わらず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会の構築を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップの関係にあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップの関係にあること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 双方又はいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3月以内に県内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者がなく、宣誓に係るパートナー以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーが直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下、「近親者」という。）でないこと（宣誓をしようとする者の双方がパートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者に該当する場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、県職員の前で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、宣誓をしようとする者が、自ら宣誓書を記入することができないときは、宣誓しようとする者及び県職員の前で、他の者に宣誓書を代筆させることができる。

3 知事は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして知事が適当と認める書類

4 前項の規定による確認は、インターネットその他の知事が指定する方法を利用することにより行うことができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、戸籍上の氏名を使用し難い特別の事情があると知事が認める場合は、宣誓書に戸籍上の氏名に代えて通称名（社会生活において日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができる。

(県内への転入を証明する書類の提出)

第6条 宣誓をしようとする者のうち、双方が県外に在住しており、今後その一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、宣誓書を提出した日から3月以内に、県内への転入を証明する住民票の写しを知事に提出しなければならない。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「宣誓書受領証」という。）及び受付印を押印した宣誓書の写しを交付するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、転入予定者に対しては、転入予定者受付票（様式第3号）（以下「受付票」という。）を交付し、前条の規定による住民票の写しの提出があったときに、宣誓書受領証及び受付印を押印した宣誓書の写しを交付するものとする。

3 知事は、宣誓書の記載内容に虚偽がある等不正利用のおそれがあると認めるとときは、宣誓書受領証を交付しないものとする。

(子に関する届出)

第8条 宣誓者は、その一方又は双方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合において、パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書（様式第4号）（以下「子に関する届出書」という。）に、宣誓書受領証（宣誓時に届出をする場合を除く。）及び次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより、子の氏名及び生年月日を宣誓書受領証に記載することができる。

(1) 子との関係性を確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 宣誓者は、宣誓書受領証に記載した子の氏名及び生年月日の削除を希望する場合は、子に関する届出書を知事に提出するものとする。

3 第4条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

4 知事は、第1項及び第2項の規定により子に関する届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該宣誓者に対し、届出に基づく宣誓書受領証を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により宣誓書受領証及び宣誓書の写し（以下「宣誓書受領証等」という。）の交付を受けた者が、紛失、毀損等により宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を知事に提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

- 第10条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣誓書受領証等の記載事項に変更があった場合（次条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届出書（様式第6号）に、変更内容を確認することができる書類及び宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく宣誓書受領証を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

- 第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）に宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出しなければならない。
- (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(無効となる宣誓)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。
- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 宣誓書受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。

(事前調整)

- 第13条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

- 第14条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(宣誓書受領証の提示により利用できるサービス)

- 第15条 宣誓者は、交付された宣誓書受領証を提示することにより、別表に掲げる県のサービスを利用することができる。

(県施策の推進にあたっての配慮等)

- 第16条 知事は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、市町村、事業者、団体等と連携協力し、制度の普及及び理解の促進に向けた必要な啓発を行うものとする。

(宣誓手続きの簡素化)

- 第17条 パートナーシップに係る宣誓制度を実施している県内の市町村（以下「導入市町村」という。）においてパートナーシップの宣誓をした者が、県内で市町村の区域を越える住所の異動をした後も引き続きパートナーシップに係る宣誓制度の継続を希望す

るときは、宣誓書受領証の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定により宣誓書受領証の交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者が自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。
- (1) 導入市町村が交付した宣誓書受領証又はこれに類するもの
- (2) 住民票の写し（提出日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- 3 第4条第3項の規定は、前項の規定による申告について準用する。

（宣誓書受領証の利便性の向上）

- 第18条 知事は、パートナーシップ宣誓制度の活用を図るため、他の自治体及び民間事業者と連携し、宣誓書受領証を利用できるサービスの拡充に努めるものとする。
- 2 知事は、パートナーシップに係る宣誓制度を実施している自治体との宣誓書受領証の相互利用その他の連携に関する協定を締結することができる。

（委任）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第15条関係）

| 利用できるサービス |
|----------------------------------|
| 1 県営住宅の入居申込み |
| 2 県立医療機関での面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明 |
| 3 生活保護申請 |
| 4 心身障害者扶養共済制度 |
| 5 住居確保給付金の申請 |
| 6 DV相談 |
| 7 ぎふっこカードの発行申請 |
| 8 養育里親の認定登録 |
| 9 身体障がい者等に対する自動車税の減免 |
| 10 犯罪被害者等への弁護士による無料法律相談の実施 |
| 11 犯罪被害者等への臨床心理士による無料カウンセリングの実施 |
| 12 犯罪被害者等の転居費用助成金申請 |
| 13 犯罪被害者等の二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金申請 |
| 14 犯罪被害者等への民間賃貸住宅物件情報提供等制度 |